

金融円滑化に係る当金庫の取組み状況の公表について

宮城第一信用金庫

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第7条1項の規定に基づき、同法第4条から第6条までの規程に基づいて行った取組み状況の概要を下記の通り開示致します。

1. 中小企業者に対する金融円滑化の実施に関する方針の概要

中小企業者等に対する金融円滑化の実施に関する方針については、平成22年1月27日に「金融円滑化のための基本方針」を公表しております。

- ・ 取組み方針
- ・ 金融円滑化措置の実施に向けた体制整備
- ・ 他の金融機関との緊密な連携

以上について明記しており、地域金融の円滑化に向けた取組みを一層強化しております。

2. 中小企業者に対する金融円滑化の実施状況を適切に把握するための体制の概要

当金庫では、上記取組み方針を適切に実施するため、「金融円滑化管理規程」により以下の通り、体制整備を図っております。

- ・ 理事会を金融円滑化管理に関する最終責任機関とすること。
- ・ 金融円滑化管理に関する統括部署は審査部とし、営業店及びその他関係する金融機関等と連携し金融円滑化を図ること。
- ・ 金融円滑化管理責任者は、審査部長とし、営業店の金融円滑化に関するお客様の対応状況を確認し毎月常務会へ報告すること。
- ・ 監査部は、審査部の金融円滑化管理状況について監査し、その結果を四半期毎理事会に報告すること。

また、事業資金や住宅ローンのご返済に関する相談窓口を全ての営業店舗に設置しております。

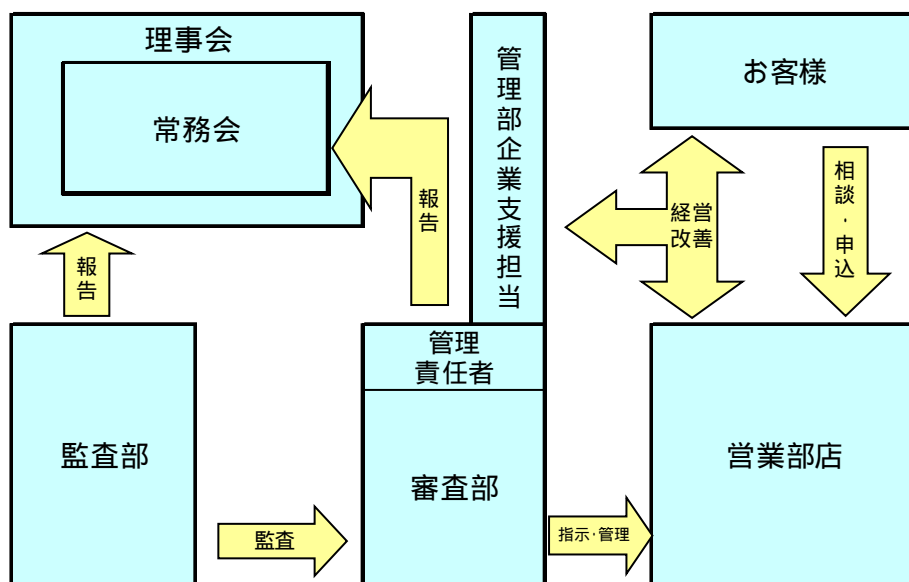
相談窓口

本店営業部	: 022-221-2171	若林支店	: 022-286-2135
苦竹支店	: 022-284-0221	保春院前支店	: 022-286-3305
小松島支店	: 022-233-7191	宮城野支店	: 022-236-0411
高砂支店	: 022-258-0767	袋原支店	: 022-241-8711
大野田支店	: 022-246-2111	八乙女支店	: 022-375-3311
名取支店	: 022-382-5141	古川支店	: 0229-23-6411
亘理支店	: 0223-34-8788		

受付時間

午前 9 時 ~ 午後 5 時 (土・日曜日、祝日を除く)

< 金融円滑化に係る金庫内体制の概要 >



3．中小企業者等に対する金融円滑化に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- ・金融円滑化に係る苦情相談については、「苦情等対応に関する規程」に沿って、迅速かつ確実に対応し、苦情等発生原因の分析及び再発防止に努めます。
- ・金融円滑化に係る苦情相談窓口については統括部署である監査部に設置しております。

苦情相談窓口

監査部 : 022-221-2189

受付時間

: 午前 9 時から午後 5 時 (土・日曜日、祝日を除く)

4．中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

管理部に企業支援担当を設置し、お客様の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取り組みに関する支援を行っております。

以上

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

貸付の条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付債権の条件変更等の申込を受けた貸付債権の額	920	3,600	4,200	5,003	5,934	7,274	11,163	11,642
うち、実行に係る貸付債権の額	293	2,176	3,672	4,463	5,614	6,754	10,723	11,148
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	3	3	3	3	3	3
うち、審査中に係る貸付債権の額	625	1,419	428	406	156	336	67	109
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	2	96	128	159	179	368	380
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	0	159	489	636	1,009	1,148	2,264	2,510
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	0	3	3	3	3	3	3

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

貸付の条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付債権の条数変更等の申込を受けた貸付債権の数	29	106	134	156	193	229	359	390
うち、実行に係る貸付債権の数	4	51	108	126	163	196	327	354
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	1	1	1	1	1	1
うち、審査中に係る貸付債権の数	25	54	17	18	14	12	4	7
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1	8	11	15	20	27	28
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	0	13	38	47	66	78	145	163
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	0	1	1	1	1	1	1

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

貸付の条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付債権の条件変更等の申込を受けた貸付債権の額	32	90	150	150	150	193	279	312
うち、実行に係る貸付債権の額	0	66	131	147	147	162	276	290
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中に係る貸付債権の額	32	24	19	0	0	28	0	18
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	2	2	2	2	2

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

貸付の条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付債権の条数変更等の申込を受けた貸付債権の数	3	7	12	12	12	15	26	28
うち、実行に係る貸付債権の数	0	4	9	11	11	12	25	26
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中に係る貸付債権の数	3	3	3	0	0	2	0	1
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	1	1	1	1	1